平成２５年（フ）第７２号
広島県尾道市高須町4816番地５　プロムナードＢ―102
債務者　平野　岳史
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
長野県飯田市上郷飯沼486番地４　ヴィラ岡田１号
債務者　安里　一一
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第２３号
兵庫県淡路市久留麻1966番地８
債務者　北門節子こと　北門　節子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第８５号
山口県下関市彦島江の浦町２丁目21番22号　河野アパート201号
債務者　三原　信子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２１１号
宮崎市高岡町浦之名4222番地３
債務者　鬼塚　清子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３４号
富山市黒瀬83番地　ＡＩ－ＰＬＡＣＥ105号、前住所富山市田中町１丁目15番58―305号　ニューハイツ綾
債務者　中野　友香（旧姓八川）
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３９号
広島県福山市山手町４丁目11番18号
債務者　山野　浩二
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１４９０号
名古屋市西区中小田井５丁目459番地　コーポ大木曽301号
債務者　水谷　彰男
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５５６号
名古屋市北区安井４丁目14番41号　中島荘６号
債務者　森重　浩明
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６８６号
大阪市福島区吉野５丁目14番３―203号
債務者　鶴井　基実
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９１５号
大阪府枚方市東香里２丁目27番７―102号
債務者　上田　　睦（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４００３号
大阪府守口市八雲北町２丁目10番５―103号
債務者　薮野　照子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０７９号
大阪府摂津市一津屋３丁目11番16号
債務者　秦　　雅代（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０９５号
大阪府八尾市東山本新町１丁目２番19―203号
債務者　辻本　伸吾
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１５５号
大阪市旭区大宮１丁目15番21号　ピエタテール大宮302号
債務者　藤本　正巳
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９９号
山口市阿東地福上2413番地、前住所山口市小郡下郷503番地６
債務者　石田　仁司
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４３号
栃木県那須塩原市無栗屋427番地29
債務者　髙藤　知行（旧姓巻幡）
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月７日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部